

愛媛大学の教育の内部質保証に係る基本方針

令和2年	10月	21日	
制			定
令和3年	11月	17日	
一部			改 正
令和4年	1月	12日	
一部			改 正
令和4年	9月	14日	
一部			改 正
令和5年	5月	17日	
一部			改 正

1. 趣旨・目的

この方針は、愛媛大学憲章に掲げる教育理念の実現を目指し、愛媛大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、自ら点検及び評価を行い、その評価結果を改革・改善につなげることを通じ、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上（以下「内部質保証」という。）に取り組むため、責任、実施体制等について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 実施体制及び責任者

(1) 統括責任者

- 1) 内部質保証に関する業務を統括し、最終的な責任を負う者として、統括責任者を置く。
- 2) 統括責任者は、学長をもって充てる。
- 3) 統括責任者は、全学的な立場から内部質保証の推進に必要な事項について決定するとともに、必要な指示を行う。

(2) 自己点検・評価責任者

- 1) 統括責任者を補佐し、本学が行う自己点検・評価を統括する者として、自己点検・評価責任者を置く。
- 2) 自己点検・評価責任者は、評価を担当する理事又は副学長をもって充てる。また、自己点検・評価責任者は、自己点検評価室長を兼ねる。
- 3) 自己点検・評価責任者は、統括責任者の指示に基づき、本学が行う自己点検・評価に関し必要な措置を講ずる。

(3) 推進責任者

- 1) 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する改善・向上活動を推進する者として、推進責任者を置く。
- 2) 推進責任者は、別表1「内部質保証担当表」のとおりとする。
- 3) 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、内部質保証に関し、必要な自己点検・評価を行うとともに、改善・向上に必要な措置を講ずる。

3. 役員会、教育研究評議会及び部局長協議会の役割

- (1) 内部質保証に関し必要な事項を統括責任者が決定するに当たっては、役員会の議を経るものとする。
- (2) 内部質保証に関する取組、結果等については、教育研究評議会において全学的に情報共有する。
- (3) 学部又は研究科その他教育研究上の基本組織の組織改革に当たっては、部局長協議会において協議する。

4. 外部評価等の活用及び関係者からの意見聴取

- (1) 自己点検・評価を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会による法人評価、大学機関別認証評価及び分野別認証評価等の第三者評価及び外部検証等（設置計画履行状況等調査において付される意見、監事、会計監査人からの意見、経営協議会の学外委員等の外部者による意見等）の結果を活用する。
- (2) 自己点検・評価の質向上及び改善計画への活用のため、学生及び卒業（修了）生の意見等、学内外のステークホルダーの意見を聴取するものとし、意見聴取に当たっての実施時期、頻度、実施主体、意見聴取内容等については、自己点検・評価責任者が定める意見聴取の参考例を踏まえて推進責任者が定める。

5. 自己点検・評価の実施

- (1) 推進責任者は、所掌する委員会等において、恒常的かつ継続的な自己点検・評価を行うとともに、その結果について自己点検・評価責任者に報告する。
- (2) 自己点検・評価責任者は、推進責任者が行う各種自己点検・評価について、そのプロセス及び結果の検証を行うとともに、その結果を統括責任者に報告する。また、各推進責任者が実施した自己点検・評価結果を基に、自己点検評価室において、全学的見地から自己点検・評価を行うとともに、その結果を統括責任者に報告する。
- (3) 統括責任者は、前項の結果において、改善を要する事項等があった場合、推進責任者に改善を指示する。
- (4) 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める評価基準等を参考に、推進責任者が別に定める。

6. 改善計画の策定

- (1) 推進責任者は、自己点検・評価、第三者評価及び外部検証等の結果に基づき、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定し、自己点検評価・責任者に提案する。
- (2) 自己点検・評価責任者は、前項により提案された改善計画について、必要な検証を行うとともに、統括責任者に提言する。さらに、検証の結果、全学的な対応が必要と判断した事項については、自己点検評価室において改善計画を策定し、統括責任者へ提言する。
- (3) 統括責任者は、前項の提言に基づき、改善計画を決定し、推進責任者に改善計画の実施を指示する。また、改善計画の再策定が必要と認められる場合には、推進責任者に再策定を指示する。

7. 改善計画の実施

- (1) 推進責任者は、6. により決定された改善計画に基づき、関係部局等に改善指示を行うとともに、改善計画の進捗状況を確認し、自己点検・評価責任者に報告する。
- (2) 自己点検・評価責任者は、推進責任者による改善計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な措置を行うとともに、改善計画の実施結果について、統括責任者に報告する。
- (3) 統括責任者は、前項の報告を受け、さらに改善が必要と認められる場合には、推進責任者に必要な指示を行う。

8. 内部質保証に関する情報の公表

内部質保証に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として大学内外に公表するものとする。

9. 内部質保証の方針の見直し

この方針は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、内部質保証の有効性及び効率性を確認し、必要に応じて見直しを行う。

別表1 「内部質保証担当表」

推進責任者	担当
教育を担当する理事又は副学長 (教育・学生支援機構長)	学生支援(留学生支援を除く)、 学生受入、共通教育の教育課程、 教職課程
学術を担当する理事又は副学長 (先端研究・学術推進機構長)	情報環境
施設を担当する理事又は副学長	施設・設備
国際連携を担当する理事又は副学長 (国際連携推進機構長)	留学生支援
図書館長	図書館
学部長並びに研究科長及び学環*長	別表2に定める教育課程

※ 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第30条の2に定める研究科等
 連係課程実施基本組織

別表2 「学部並びに研究科及び学環における教育課程」

学部並びに研究科及び学環 (教育研究上の基本組織)	教育課程
法文学部	人文社会学科
教育学部	学校教育教員養成課程
社会共創学部	産業マネジメント学科
	産業イノベーション学科
	環境デザイン学科
	地域資源マネジメント学科
理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
農学部	食料生産学科
	生命機能学科
	生物環境学科
人文社会科学研究科	法文学専攻
	産業システム創成専攻
教育学研究科	教育実践高度化専攻
	心理発達臨床専攻
理工学研究科	理工学専攻
医学系研究科	医学専攻
	看護学専攻
農学研究科	食料生産学専攻
	生命機能学専攻
	生物環境学専攻
連合農学研究科	生物資源生産学専攻
	生物資源利用学専攻
	生物環境保全学専攻
医農融合公衆衛生学環	
地域レジリエンス学環	